

評 議 員 報 酬 規 程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人育和福社会（以下「法人」という。）の定款第8条に基づき評議員の報酬について規定するものである。

(範囲)

第2条 この規程では、次の事項について定める。

- (1) 評議員報酬
- (2) 評議員旅費

(会計処理の基準)

第3条 会計処理の基準は、法令及び定款に定めるもののほか、法人の経理規程によるものとする。

(評議員報酬)

第4条 評議員報酬は日額とし、評議員会への出席の都度、定款第8条に定める金額の範囲内で、5000円支給する。

(評議員報酬の支払)

第5条 評議員報酬は、業務終了時に通貨にて相当額を直接本人に支払う。

(旅費)

第6条 旅費は、法人の職員の「旅費規程」に準じて支給する。

付 則

この規程は、平成30年1月19日から施行する。